

期末勤勉手当について

1 期末手当と勤勉手当について

民間のボーナスにあたる本市職員の手当は、期末手当と勤勉手当で構成されています。

手当	内容	計算式	条例※
期末手当	職員の在職期間に応じて支給されるもので、民間のボーナスのうち固定的・生活給的な支給分に相当	基礎額×在職期間率 ×期末支給割合	第2条
勤勉手当	職員の業務実績等に応じて支給されるもので、民間のボーナスのうち、成績査定分に相当	基礎額×勤務期間率 ×任命権者が定める割合	第3条

※【横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例】

<参考> 期末・勤勉手当の支給割合について

	管理職員			一般職員		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
基準日	6月1日	12月1日		6月1日	12月1日	
期末手当支給割合	105/100	120/100	225/100	125/100	140/100	265/100
勤勉手当支給割合	87.5/100	87.5/100	175/100	67.5/100	67.5/100	135/100
合計	192.5/100	207.5/100	400/100	192.5/100	207.5/100	400/100

2 期末手当の支給額について

・ 条例の規定【期末・勤勉手当条例 第2条第1項～（抜粋）】

期末手当の額は、それぞれ①6月1日及び12月1日現在において職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、②6月1日に在職する職員に支給する場合には100分の125（管理職員に支給する場合には、100分の105）及び12月1日に在職する職員に支給する場合には100分の140（管理職員に支給する場合には、100分の120）をそれぞれ乗じて得た額に、それぞれ③その基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

各職員の実支給額

$$= \text{①算定基礎額} \times \text{②支給割合} \times \text{③在職期間率}$$

【裏面有】

3 勤勉手当の支給額について

・ 条例の規定【期末・勤勉手当条例 第3条第1項～（抜粋）】

勤勉手当の額は、それぞれ①6月1日及び12月1日（基準日）現在において職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、②それぞれその基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合に、③勤務成績に応じて市長が定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た割合を、乗じて得た額とする。

各職員の実支給額

$$= \text{①算定基礎額} \times \text{②勤務期間率} \times \text{③任命権者が定める割合}$$

<参考>③の割合（勤勉手当における勤務成績に応じた割合の決定に関する要綱で規定）

評価		S	A	B	C	D	E
局長級	成績率	30%	24%	14%	0%	△20%	△35%
	分布率	絶対評価	10%	25%	65%	絶対評価	
部長級	成績率	25%	18%	9%	0%	△15%	△30%
	分布率	絶対評価	10%	25%	65%	絶対評価	
課長級	成績率	/	10%	5%	0%	△10%	△20%
	分布率	/	10%	25%	65%	絶対評価	
係長級	成績率	/	8%	4%	0%	△5%	/
	分布率	/	5%	25%	70%	絶対評価	/

※C評価の成績率0%は条例に規定された勤勉手当の100/100を支給するもので、増額も減額もないことを表しています。

4 勤勉手当の支給総額の規制

条例の規定【期末・勤勉手当条例 第3条第2項～（抜粋）】

～任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 職員のうち再任用以外の職員 その者の前項の合計額に100分の67.5（管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額 ①

(2) 職員のうち再任用職員 その者の前項の合計額に100分の32.5（管理職員にあっては、100分の42.5）を乗じて得た額の総額

<イメージ図>

